

施設園芸等燃料価格高騰対策の事務手続きについて【令和7事業年度版】

日 施 園 第 217号
平成26年2月6日
一般社団法人 日本施設園芸協会

「施設園芸等燃料価格高騰対策の事務手続きについて【令和7事業年度版】」(以下「事務手続き」という。)を別添のとおり定める。

施設園芸等燃料価格高騰対策の事務の手続きは、施設園芸等燃料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱(令和4年12月6日付け4農産第3092号農林水産事務次官依命通知)、施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領(平成25年2月26日付け24生産第2902号農林水産省生産局長通知)及び一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領(平成25年3月13日付け日施園第98号。以下「事業主体要領」という。)、その他一般社団法人日本施設園芸協会(以下「本法人」という。)が定める規程によるほか、本稿によるものとする。

(本稿は、主に、事業実施者となる都道府県協議会(以下「協議会」という。)の担当者向けの事務手続きに関する手引き書です。)

注1 業務方法書に関する事項は、本法人から示した「(都道府県協議会)施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書(作成例)」(以下、「業務方法書」という。)に基づき記載している。事業主体要領第8条第2項の内容を踏まえ、業務方法書の内容を修正した場合、その内容に基づき事務手続きを行うこと。

注2 本対策のうち施設園芸セーフティネット構築事業(以下「セーフティネット事業」という。)の運営上、協議会が定めるべき様式等があるので、「施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書施設園芸セーフティネット構築事業細則(作成例)」(以下「業務方法書細則」という。)を参考に策定すること。

また、協議会が支援対象者等への通知等において必要と認められる場合には、業務方法書(作成例)又は業務方法書細則(作成例)の様式に準じた又は新たな様式を作成するなどして、事務処理が円滑に進められるよう配慮されたい。

- (一部改正 平成27年2月9日日施園第242号)
- (一部改正 平成28年4月6日 日施園第 8号)
- (一部改正 平成29年4月6日日施園第 18号)
- (一部改正 平成30年4月5日日施園第 12号)
- (一部改正 平成31年4月24日日施園第35号)
- (一部改正 令和 2年4月 6日 日施園第 13号)
- (一部改正 令和 3年4月6日 日施園第31号)
- (一部改正 令和 4年5月9日 日施園第49号)
- (一部改正 令和 5年5月8日 日施園第39号)
- (一部改正 令和 6年7月3日 日施園第81号)
- (一部改正 令和 6年10月3日 日施園第146号)
- (一部改正 令和7年4月15日 日施園第13号)

目次

I 事業の公募、申請、承認 1

1 追加された事項 1

2 公募内容 1

3 事業実施計画書等の作成手続 3

4 協議会から本法人への事業実施計画の承認申請 6

5 支援対象者に対する事業実施計画の承認 7

II 交付申請、交付決定 7

1 セーフティネット事業の場合 7

2 推進事業の場合 9

III 支払関係 9

1 セーフティネット事業の場合 9

2 推進事業の場合 12

3 積立金等の管理 12

IV セーフティネット発動の特例 12

1 低温特例措置の申し出 12

2 急騰特例措置 13

3 省エネ加速化特例 13

V その他留意事項 15

1 重要な変更の手続きについて 15

2 契約期間中の解約、変更手続きについて 17

3 事業実施状況報告等の提出について 17

4 補助金返還について 18

【参考】これまでの追加公募について 20

別添

施設園芸等燃料価格高騰対策の事務手続きについて【令和7事業年度版】

I 事業の公募、申請、承認

1 追加された事項

(1) 省エネ加速化特例措置の導入 (R 6 から実施)

- ① R 7 事業年度から省エネ加速化特例に取り組む者は、省エネ加速化特例取組計画に、ヒートポンプ導入が確認できるもの (設置状況が分かる写真及び領収書等)、基準量、目標使用量の根拠を確認できる書類、省エネルギー等対策取組計画 (省エネ加速化等例取組計画の削減目標と整合性がとれるもの) を添付して支援対象者へ提出。

- ② 支援対象者においては、提出された省エネ加速化取組計画（変更）及び添付書類を確認して、取りまとめた上で協議会へ承認申請を行う。
 - ③ 協議会においては、申込内容を審査し、50%削減が達成できると判断した者については、承認した旨を支援対象者へ通知。
なお、承認通知は本法人の実施計画書等の提出期限前に通知すること。
- （2）環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートの導入（R7から必須）
- ① 事業参加者は、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、支援対象者に提出。
 - ② 支援対象者は、事業参加者からチェックシートを収集し、事業の申請を行う際に協議会に提出。
 また、事業参加者が複数の場合、実施者リストを作成し、協議会に提出するとともに、チェックシートを保管すること。

2 公募内容

（1）公募期間

令和7年4月15日（火）から7月31日（木）

対象となる事業・・・セーフティネット事業及び推進事業

（2）対象燃料

施設園芸に供するA重油、灯油、LPガス及びLNG（※）

※施設の冬季暖房に使用する燃料を対象とし、加温機以外に使用する燃料については対象外（例：CO2発生装置に使用する燃料は対象外）

また、CO2発生装置とガス加温機の使用量が切り分けられる適切な資料が用意できない場合は補填の対象とすることができないことに留意。

さらに、2期目以降に継続して取り組む場合で単位生産量当たり燃料使用量を15%以上削減する目標を立てた場合であってもCO2発生装置に使用する燃料は対象外。

（3）支援対象者について

支援対象者は平成29事業年度までは3戸以上の農家の集まりとしていたが、平成30事業年度からは、1戸であっても、5名以上の常時従業者がいる施設園芸農家及び団体も対象となったことに留意。

（4）積立金の分割納付の選択

○具体的な事務処理

- ① R6事業年度と同様に一括納付だけでなく分割納付の選択を認めます。

具体的には、①7月31日に取りまとめる全期間に対する事業実施計画の事業参加者は、10月末までに全体額の1/2相当額以上（前年度繰越額を含む）を納付する、②残りの積立金は翌年2月末までに納付する。

また、事業参加者から積立金の納付ができないとの申し出があった場合は、解約手続を行うこと。その場合、既に支援対象者から燃料購入実績報告を受理している場合に限り、当該事業参加者の燃料購入実績分の補填金は交付するものとする。

なお、納入期限までに納付が完了しない支援対象者から納付を確約する書面（確約書）が提出され、協議会において確認された場合は契約を継続する。

- ② 分割納付額の算出方法は、協議会で統一するとともに、第1回納付額は全体額の1/2相当額以上（前年度繰越額を含む）とする。なお、分割割合は事業参加

者の意思で例えば7対3としてもよい。

【算出例1：1/2で分割】

R7年度積立金額の1/2相当額を算出し、第1回納付額は100円未満を切り上げた千円単位の額とし、残額を2回納付額とする。

【算出例2：前年度積立金を活用】

第1回納付額はR7年度積立金額からR6年度積立金繰越額を差し引いた積立必要額の1/2相当額に前年度積立金繰越額を加えた額とし、残額を2回納付額とする。

(計算例：(R7全体額100 - R6繰越額20) / 2 + 20 = 60 = 第1回納付額)

【分割納付を導入する理由】

積立金の一括納付は負担が大きいため、加入困難との声があることから分割納付の選択を認める。

【R7事業年度の日程（予定）】

※青字は推進事業費に関するもの

7月14日（月）・R6推進事業実績報告書（別紙様式第11号※）の提出期限

注：※は事業主体要領で定める様式（以下同じ）

7月31日（木）・R7事業実施計画の承認申請書（別紙様式第6号※）の提出期限

8月18日の週・R7推進事業費の計画承認を県協議会へ通知

8月25日の週・R7推進事業補助金交付申請書兼補助金概算払請求書（別紙様式第10号※）の提出期限

9月1日の週・R7推進事業補助金の交付決定を県協議会へ通知

9月16日の週・R7セーフティネット構築事業の計画承認を県協議会へ通知

9月22日の週・県協議会から事業実施計画の承認通知（事務手続き別紙2）及び積立契約完了通知（業務方法書別紙様式第6号）を支援対象者へ送付

・農家積立金の納付期限は、第1回目は10月末とし、第2回目は2月末とすること。

9月30日（火）・R6実施状況報告書（別紙様式第7号※）の提出期限

10月1日～・R7施設園芸セーフティネット構築事業対象期間の開始

11月4日（火）・R7セーフティネット構築事業補助金交付申請書兼補助金支払請求書（別紙様式第9号※）の提出期限（第1回当初分）

【添付書類】残高証明書又は協議会会長が原本証明した通帳の写し又は確約書

11月10日の週・R7セーフティネット構築事業補助金の交付決定を県協議会へ通知

12月8日の週・10月分の発動について県協議会へ通知

R8年2月末・第2回目の農家積立金納付期限

3月2日の週・R7セーフティネット構築事業補助金変更交付申請書兼補助金支払請求書（別紙様式第9号※）の提出期限（第2回変更分）

【添付書類】残高証明書又は協議会会長が原本証明した通帳の写し又は確約書

3月9日の週・R7セーフティネット構築事業補助金の変更交付決定を県協議会へ通

3 事業実施計画書等の作成手続

(1) 本法人の公募の締切に間に合うように、協議会から支援対象者に事業の募集を行うとともに、施設園芸用燃料価格差補填金積立契約の内容<業務方法書別紙様式第 4 号>も併せて周知する。

(2) 令和 7 事業年度の支援対象者の地区は、以下のように継続地区と新規地区が混在することになる。

ア 継続地区

(ア) R 4 事業年度 (2 次で新規加入を含む) に既に事業に取り組んでおり、R 7 事業年度に R 9 事業年度を目標年度とする省エネルギー等対策推進計画を策定し申請する支援対象者

(イ) R 5 事業年度に既に事業に取り組んでおり、R 7 事業年度を目標年度とする省エネルギー等対策推進計画が承認されている支援対象者

(ウ) R 6 事業年度に既に事業に取り組んでおり、R 8 事業年度を目標年度とする省エネルギー推進計画が承認されている支援対象者

イ 新規地区

R 7 事業年度に新たに事業に取り組むこととし、R 9 事業年度を目標年度とする省エネルギー等対策推進計画を策定し申請する支援対象者

(3) R 7 事業年度申請時の事業実施計画書等は、以下のものを作成して提出する。

ア 事業参加者の場合

(ア) 「省エネルギー等対策取組計画」は業務方法書別紙様式第 2 号。

(イ) R 7 事業年度から必須の取組として、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート (業務方法書別紙様式第 1 4 - 1 号、以下「クロコンチェックシート」という。) に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、支援対象者に提出。

(ウ) R 7 事業年度から事業主体要領第 1 9 条第 5 項に定める省エネ加速化特例に取り組む場合には、省エネ加速化特例取組計画 (業務方法書別紙様式第 10 号) 。

イ 支援対象者の場合

(ア) 新規地区、継続地区ともに「事業実施計画書」は業務方法書別紙様式第 1 号別紙 1 を使用し、R 7 事業年度に行う事業内容を記載。併せて、同様式 (別紙 2) 「省エネルギー等対策推進計画」を使用し、燃料使用量を削減する等の目標を策定すること。

(イ) 支援対象者は、事業参加者からクロコンチェックシートを収集し、事業の申請を行う際に協議会に提出。

また、事業参加者が複数の場合、業務方法書別紙様式第 1 4 - 2 号により環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リスト、(以下「実施者リスト」という。) を作成し、協議会に提出するとともに、クロコンチェックシートを保管すること。

なお、実施者リストは、別途作成する管理シートから適宜、事業参加者氏名をコピーして作成すること (管理シートでは代替できない) 。

ウ 協議会の場合

事業実施計画書は、事業主体要領別紙様式第6号の（別紙1）を使用し、R7事業年度に行う事業内容のみを記載。様式中「第2 本対策に係る目標」については、省エネルギー等対策推進計画を策定した年度ごとに分けて記載する。

また、継続地区の支援対象者の省エネルギー推進計画を変更した場合は、協議会の事業実施計画における継続地区分の目標値について、本法人から承認を受けた事業実施計画の目標値から変更したことが分かるよう、2段書で上段に変更前を（ ）書き、下段に変更後を記載すること。

（4） 協議会として取り組む推進事業

協議会の推進事業は、当該事業年度の7月1日から翌6月末日までの取組に係る経費を対象とすることができる。

推進事業はその事務が発生した事業年度の経費を対象とするので、例えばセーフティネット事業でR7年6月の発動がある場合、その補填金交付は8月頃になるが、推進事業の経費としてはR6事業年度ではなく、R7事業年度の経費として計上することに留意。

また、R7年7月以降に必要となる経費の取扱いは、R7事業年度事業実施計画の承認が8月中旬以降となることから、協議会で承認前の支払いが発生した場合には、前事業年度からの繰越金があり、かつ、予め本法人の承認を得ているものについては、協議会の責任において使用できるが、必要最小限の支払としておくこと。

（5） 支援対象者の事業実施計画等の審査

ア 支援対象者から提出のあった事業実施計画書、省エネルギー等対策推進計画、積立契約申込書、数量等設定申込書の内容を審査し、要件等を満たしていると認められる場合は、支援対象者の事業実施計画書等の内容を踏まえ、また、協議会として取り組む推進事業も含め、協議会の事業実施計画書を作成する<事業主体要領別紙様式第6号>。

また、積立契約をR7事業年度末まで更新したい支援対象者は、R6事業年度中に、積立契約申込書（更新）を提出する。

なお、契約の満了を迎える支援対象者のうち積立金の返還を求める支援対象者が、翌事業年度も加入を希望する場合には、契約の更新ではなく、改めて、新規の積立金契約申込書を提出すること。

イ 支援対象者の事業実施計画書等の審査にあたっては、本法人が公募要領で示す『「省エネルギー等対策推進計画」チェックリスト』、及び『「セーフティネット事業」関係チェックリスト』を使用すること。

各チェックリストの項目は、本法人に申請する際に必要な要件（事業主体要領第9条第2項の内容）を確認するものであることから、必ず全ての項目をチェックした事業実施計画書等を提出すること。（当該チェックリストは、事業実施計画書等と併せて本法人へ提出。）

なお、「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート」が「改訂3版」にバージョンアップしていますので、支援対象者及び事業参加者に周知を含め、確認の際に留意して下さい。

本法人は、協議会が当該チェックリストに基づき適切に審査し、各事業実施計画書等が必要な要件を全て満たしたものについて、同要領第9条第3項に基づき審査を行う。

(6) 管理シートの作成について

事業実施計画書の提出にあわせ、支援対象者、事業参加者ごとの内訳を（別紙 1）管理シートにより取りまとめ、本法人宛てに別途提出すること。

また、セーフティネット事業の実施期間中の会計状況等を確認するために事業参加者の積立状況、支払状況を追跡する場合もあることから、管理シートの「農家整理番号」は、過去の事業年度の申請時に使用した整理番号から出来るだけ変更しないこと（原則、事業参加者ごとの固定番号とする）。

なお、管理シートの作成により、事業実施計画書添付資料の別紙 2（支援対象者ごとの、セーフティネット事業の事業参加者の申請一覧）は省略、及び支援対象者の省エネルギー等推進計画の第 2 目標達成に向けた取組手段は「別添管理シートのとおり」とする。

ただし、事業実施計画書の第 4 の 1 の支援対象者毎の内訳は必ず提出すること。事業実施計画の補助金所要額と一覧表の合計額が一致していることを確認するため第 4 の 1 の支援対象者毎の内訳は必ず事業実施計画書に添付すること。

4 協議会から本法人への事業実施計画の承認申請

本法人の公募の締切日までに以下の書類を添えて承認申請（＝公募に対する応募）は、電子メールで提出する（紙媒体の提出は不要）。

<メールアドレス：nenyu@jgha.com >

- ① 協議会の事業実施計画書（事業主体要領別紙様式第 6 号別紙 1）
添付資料...支援対象者の事業実施計画書及び省エネルギー等対策推進計画（写し）
- ② 上記の 2 の（ 6 ）で定める管理シート（ E x c e l ）
- ③ 「省エネルギー等対策推進計画」チェックリスト
- ④ 「セーフティネット事業」関係チェックリスト
- ⑤ 事業参加者が 1 戸の支援対象者はクロコンチェックシート（業務方法書別紙様式第 1 4 - 1 号）写しを、事業参加者が複数の支援対象者は実施者リスト（ E x c e l ）（業務方法書別紙様式第 1 4 - 2 号）
- ⑥ 省エネ加速化特例取組計画の内訳（ R 7 新規分及び R 6 承認分）（ E x c e l ）（業務方法書別紙様式第 1 1 号の内訳）

5 支援対象者に対する事業実施計画の承認

(1) 支援対象者への承認通知

協議会は、本法人から事業実施計画書の承認を受けた後（承認の時期は、セーフティネット事業は 9 月中旬を予定）、該当する支援対象者に対し、事業実施計画及び省エネルギー推進計画の承認を行う。承認通知は（別紙 2）を参考に協議会が定める。

(2) 支援対象者への契約締結完了通知

協議会は、セーフティネット事業について、該当する支援対象者に対し速やかに契約締結完了を通知する（注）。

R 6 事業年度承認時のセーフティネット事業の契約締結完了通知の様式は、以下のものを使用する。

ア 継続地区の場合、業務方法書別紙様式第 6 号の【更新の場合】

イ 新規地区の場合、業務方法書別紙様式第 6 号の【新規契約の場合】

(注) 契約締結完了通知に記入する積立金の納付期限日については、本法人への補助金交付申請期限に間に合うように設定する必要があることに留意。

ただし、計画承認日から補助金交付申請期限までの日数が短く、積立金の納付の完了が難しい場合には、本法人から別途、納入期限の目安を連絡します。

また、前年度の農家積立金残高を引き継ぐ場合には、積立金額が支援対象者毎に異なることから、当該支援対象者毎に納入必要額または、返還額を算出し、契約締結完了通知に記載すること。

なお、R 6 事業年度に契約が満了し、積立金を精算した支援対象者が、R 7 事業年度に契約を申し込んだ場合は、R 7 事業年度の積立金額は、申込設定数量により算出された積立金の額となる。

(3) 事業実施計画等の承認を受けた後に「重要な変更」を行う場合は、Vの 1 による変更の手続きが必要。

II 交付申請、交付決定

1 セーフティネット事業の場合

(1) セーフティネット事業では、協議会と支援対象者の間での交付申請・決定の手続きは無い。協議会が、本法人からの事業実施計画書の承認を受け、支援対象者に対し契約締結完了通知を発行することをもって契約関係が成立。

(2) 支援対象者から協議会への積立金の納入

ア 支援対象者は、積立契約完了通知で協議会から提示された期日までに、積立金（前年度残額を引き継ぐ場合、指示された納入必要額）を納入する。

イ 協議会は、支援対象者の積立金の納入を確認した後、積立金納入通知兼積立金残高証明書（業務方法書細則別紙様式第 3 号）を支援対象者へ送付する。

ウ R 6 事業年度中に R 7 事業年度積立契約の継続申込みをしている場合の農家積立金の残額は、当該残額を R 7 事業年度の積立金として引き継ぐことができる。

残額を引き継いだ場合の R 7 事業年度の積立金の納付必要額は、R 6 事業年度の残額との差額となる。差額が正負になることにより納入又は返還が生じることに留意。

(3) 協議会から本法人への補助金交付申請は、本法人から示された期日までに申請書を本法人に電子メールで提出する（事業主体要領別紙様式第 9 号）。

(4) 協議会の補助金交付申請書の添付書類として、積立金の納付が行われていることを証する資金口座の残高証明書又は協議会長等の原本証明（押印が必要）のある預金通帳の写しを提出。

交付決定する際の要件として、原則、農家積立金が協議会口座に全額納付されていることとしているが、納入期限までに納付が完了しない支援対象者から納付を確約する書面（確約書）が提出され、協議会において確認された場合は、交付決定を行う。

- (5) 補助金交付申請の段階で積立金の納付が完了せず確約書を提出している場合は、交付申請はできるが、支払請求はできないことに留意。

なお、補助金交付申請書は支払請求書を兼ねているが、支払請求についてはⅢで整理。

- 事業参加者が途中解約して第 1 回 (2 回) 農家積立金納付額 (= 補助金交付申請額) が減額変更となる場合の取扱について
- ① 交付申請額は減額した金額とする。
なお、減額申請は 3 割未満であれば軽微な変更該当するため、事業実施計画の変更承認申請は不要。
 - ② 交付申請書の本文中の「令和○年○月○日付け日施園第○号で計画承認があった事業実施計画内容のとおり事業を実施したいので」を「令和○年○月○日付け日施園第○号で計画承認があった事業実施計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とする。
 - ③ 補助金交付申請書には県協議会作成の事業計画書の第 1 総括表の補助金所要見込額及び第 4 事業別内訳について変更箇所を加筆修正 (2 段書き) した該当ページのコピーを添付。
 - ④ あわせて、変更した支援対象者の管理シートも添付。
 - ⑤ 支援対象者の事業実施計画等の変更については、重要な変更該当しない場合でも協議会に事業実施計画の変更の届出が必要。(業務方法書第 6 条第 5 項の「それ以外の変更」)

2 推進事業の場合

協議会の推進事業について、本法人から示された期日までに補助金交付申請書を本法人に電子メールで提出する (事業主体要領別紙様式第 10 号) 。

なお、補助金交付申請書は支払請求書を兼ねているが、支払請求についてはⅢで整理。

交付決定後に「重要な変更」を行う場合は、Ⅴの 1 による変更の手続きが必要。

Ⅲ 支払関係

1 セーフティネット事業の場合

- (1) 本法人から協議会への補助金の支払

ア 協議会から本法人へのセーフティネット事業補助金の支払請求は、支援対象者からの積立金の納付が行われたことが本法人で確認できる場合に可能。

支払請求は「交付申請書兼補助金支払請求書」<事業主体要領別紙様式第 9 号>を使用し、口座の残高証明書又は協議会長等の原本証明 (押印が必要) のある預金通帳の写しを添付し、電子メールで提出すること。

※ 様式は交付申請と支払請求を兼ねたものとなっており、基本的には、交付申請と支払請求を同時に行うこととなる。ただし、交付決定の額にかかわらず、支払請求が出来る額は、実際に支援対象者の積立金の範囲内となる。

対策の資金を一つの口座で管理している場合には、金融機関の発行する残高証明書に積立金の納入が確認できるよう口座預金通帳の写しを添付し、支援対象者の入金を確認できるようにマーク等の処理をすること。

イ 本法人から協議会への補助金の支払いは、必要と考えられる額を支払

うこととする（協議会は補填金の交付がない場合には、事業年度内にセーフティネット対象期間の全額の支払請求を必ずしも行う必要はない）。

協議会で支払請求をする場合には、当面の間必要と考えられる額（２ヶ月程度）の所要額とする。

ウ 本法人は支払請求を受けると概ね２週間から１ヶ月以内に補助金の支払いを行う（協議会から急ぐ旨の事前連絡がある場合には、１週間程度）ので、協議会では補填金の支出状況等を勘案の上、支払請求の時期を判断されたい。

エ 補填金の交付が続くことにより協議会が保有する補助金に不足が生じた場合には、予め事前にメール等で本法人に連絡の上、追加の支払請求を行うこと。

ただし、請求額は既交付額と合算して支援対象者の積立金総額を超えることは出来ない。特に重要な変更の手続きを行う必要のない事業実施計画の軽微な変更で燃料補填積立予定額を減額した場合には、交付決定額が積立金総額を超過している場合があるので、注意が必要。

（２） 協議会から支援対象者への補填金の交付

ア R7事業年度のセーフティネットの発動は、当該月燃料の全国平均価格が、発動基準価格を超えた場合に当該月の燃料購入数量の70%（原則）を補填対象の割合として行われる。

発動基準価格	A重油	94.1円/L
	灯油	99.7円/L
	LPガス	124.2円/kg
	LNG	70.2円/m ³

イ 協議会から支援対象者に対する補填金の交付は、セーフティネットの発動があった場合（本法人から協議会へ発動の通知があった場合）に行われる。

ウ 協議会は、セーフティネットの発動があった月に、支援対象者から当該月の燃料購入実績報告書（業務方法書別紙様式第8号）を提出させ、証拠書類（領収書、納品伝票等）を確認した後に、補填金単価に補填対象数量（購入実績に補填対象の割合を乗じた数量）を乗じた補填金を支援対象者及びその事業参加者ごとに計算し、造成資金から補填金を交付するとともに、支援対象者に対し補填金の交付通知（業務方法書細則別紙様式第5号）を行う。

この燃料購入実績報告書は、補填金の迅速な交付のため、速やかに提出するよう求めること。また、支援対象者に対する燃料購入実績の報告を求める通知については、別紙6を参考に通知されたい。

燃料購入実績報告書には、必ず証拠書類（領収書は必須。納品書、納入伝票等、購入者、燃料購入日、購入数量が確認できる資料）を添付してもらい、協議会において数量等のチェックを確実に行うこと。（補填金交付は協議会の責務で行う。）

エ 低温特例措置については、当初の事業実施計画で申し出のあった地域の月の平均気温と同地域の平年気温との格差に応じて協議会が責任をもって補填対象の割合を決めることとなり、月毎の申し出は不要であることに留意すること。（IVの1を参照）

当該補填対象の割合は、管理用シート（別紙１）に記載するとともに「補填金交付状況調べ」（別紙５）に記載して本法人に報告することとなる。

オ 省工ネ加速化特例適用者については、累計購入数量が特例適用数量を超過していない場合は、低温特例は適用せず、省工ネ特例（100％）の補填金を交付する。

また、省工ネ加速化特例適用者の補填金及び積立金残高は、省工ネ加速化特例管理シートにより通常分（70％）と特例分（30％）を区分するとともに、積立金残高も管理する。

なお、特例分（30％）の支払については、事業年度末に一括交付することもできるが、特例適用者が寡少のため他の事業参加者と同時に交付する方が、資金管理事務が効率的となる場合など適宜協議会において判断されたい。

カ 協議会は 燃料購入実績報告書の内容を確認後、すみやかに支援対象者に補填金の交付を行うこと。

協議会から各支援対象者への振込は、支援対象者が振込手数料を負担する旨の条項がなければ、協議会が振込手数料を負担（推進事業の対象経費）することが出来るが、支援対象者が事業参加者（農家）へ支払う際の手数料は自己負担となる。

キ 補填金は、支援対象者の積立金払戻分と補助金は同額で交付すること。積立金払戻分及び補助金分はそれぞれ1円未満は切り捨てた額を交付する。（補填金を算出する際に算出額が奇数円となった場合には、1円切り捨てて偶数円となる。）（業務方法書細則第6条）。

また、補填金の交付にあたって保有する補助金に不足が生じる場合には、農家積立金分で補助金不足分を立て替えることなく、本法人に補助金支払請求をして補助金を受領後に補填金を交付するよう十分注意すること。

（３） 加入データ及び補填金交付額の管理

セーフティネット構築事業は、支援対象者が契約単位となるが、補填金の算出については、事業参加者（農家）ごとの積み上げとなるため、データの適切な管理が必要であることから、支援対象者毎の別紙１管理シート及び省工ネ加速化特例管理シートにより管理すること。

両管理シートは、事業年度実施状況報告書の提出（9月末日期限）に併せて本法人に電子メールで提出すること。

（４） 補填金交付状況の報告

本法人では、セーフティネットの執行状況等を適切に把握する観点から、支援対象者への補填金交付額（又は確定額）を「補填金交付状況調べ」（別紙５）により報告、また、低温特例措置を発動した場合は別紙６の写しを添付して、下表のとおり協議会から本法人あてに電子メールで提出。

また、報告の際は協議会において、別紙１管理シート及び省工ネ加速化特例管理シートの数量、金額と「補填金交付状況調べ」が一致していることを確認し、一致しない場合は、原因を速やかに解明すること。

交付した補填金	提出期限（厳守）
R 7 年 1 0 月 分	R 8 年 2 月 1 6 日
R 7 年 1 1 月 分	R 8 年 3 月 1 6 日

R 7 年 1 2 月 分	R 8 年 4 月 1 5 日
R 8 年 1 月 分	R 8 年 5 月 1 5 日
R 8 年 2 月 分	R 8 年 6 月 1 5 日
R 8 年 3 月 分	R 8 年 7 月 1 5 日
R 8 年 4 月 分	R 8 年 8 月 1 7 日
R 8 年 5 月 分	R 8 年 9 月 末 実施状況報告書に添付
R 8 年 6 月 分	

※ 1 提出期限にとらわれず、補填金交付額が確定した時点で報告願います。

※ 2 毎月交付でなく、まとめて交付する場合でも上記の日程で毎月報告願います。

2 推進事業の場合

(1) 推進事業については、当初の概算払い請求は前年度繰越の資金と合わせて補助金所要額の 8 割とすること（協議会は自己財源を持たないことから最終的には 10 割概算払いも可能）。様式は「推進事業補助金交付申請書兼補助金概算払請求書」（事業主体要領別紙様式第 10 号）を使用し、電子メールで提出する。

(2) 毎年度 6 月末の事業年度終了後、速やかに（事業年度終了後 10 日営業日以内）、当該事業年度の実績報告書（事業主体要領別紙様式第 11 号）を使用し、既受領額と実績額との差額の精算払請求又は返還、あるいは翌年度への繰越の承認の申し出を電子メールで提出すること。

※ R 6 事業年度の実績報告書の提出期日については、7 月 1 4 日（月）とする。

(3) 実績報告書には、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等（根拠となる領収書を含む。）の写し、賃金を支出した場合は出勤簿及び業務日誌等の写し、外部へ委託した場合は委託契約書の写しを添付する。

3 積立金等の管理

協議会の口座は、会計管理上は、事業毎の管理が望ましいが、他の事業と同一の口座とする場合には、事業毎の資金の内訳を把握し、収支を詳細に記載し、特に積立金の管理には万全を期すこと。

IV セーフティネット発動の特例

1 低温特例措置の申し出

寒冬の場合の特例として、平年の平均気温を下回る地域について、協議会からの申し出が当初の事業実施計画にあり本法人が特に必要と認める場合は、月の平均気温の平年差に応じて、次のとおり補填対象の割合を引き上げる特例措置を設けている。

本法人からセーフティネット発動の通知があったときは、協議会において、気象庁データに基づき地域の月の平均気温と同地域の平年気温との格差を確認の上、低温特例措置の適用の有無を確認するとともに、補填対象の割合を決めて交付することとなる。

ただし、急騰特例措置も同時に発動される場合は、補填対象の割合は 1 0 0 % となるので、低温特例措置は適用されない。

※ 低温特例の申し出における「地域」とは、セーフティネットに加入している事業参加者の施設が所在する場所を包含した地域（地方）を指し、当初の事業実施計画書に一地域（地方）を協議会が申し出ることができる。

これまで申し出のあった地域が〇〇市となっている場合は、県域内

であっても他の市町村は対象外となるため、気象庁のホームページを確認して県域をカバーする〇〇地方を選択すること。

また、原則として申し出た地域は、当該年度中に変更することは出来ないが、追加公募により別の地域の支援対象者が追加された場合は、理由を明らかにした上で、地域を変更することが出来る。

月の平均気温の平年差	補填対象の割合 (特例)
▲0.1℃以上～▲0.5℃未満	80%
▲0.5℃以上～▲1.0℃未満	90%
▲1.0℃以上	100%

2 急騰特例措置

燃料価格が対前年加温期間平均価格（ 1 1 月～ 4 月期 ）の111%以上、又は対前前年同期同価格の122%以上、若しくは対前前前年同期同価格の133%以上のいずれか一つに該当した場合は、国の承認を得て急騰特例措置の発動について本法人から協議会へ通知するので、上記の措置にかかわらず、当該燃料価格と基準価格との差額を補填金（補填対象の割合は 1 0 0 % ）として交付することとなる。

3 省エネ加速化特例措置

（ 1 ）特例措置の内容

省エネの取組を加速化する特例として、事業参加者がヒートポンプ等の化石燃料を使用しない加温機（以下「省エネ機器」という。）を導入し、省エネ機器導入前の燃料使用量（※）と比較して10a当たり燃料使用量又は単位生産量当たり燃料使用量を50%以上削減する目標に取り組む場合には、補填対象の割合を100%（ただし、各月の燃料の購入数量の累計が省エネ機器導入前の燃料使用量の50%を超えたときは、その超えた部分の数量については70%）とする特例措置を設けている。

※当該使用量を把握することができない場合にあっては、地域の標準的な使用量とすることもできる。

本特例措置に関しては、申込期限は令和 8 事業年度、実施期間は令和 9 事業年度までであり、事業参加者が措置を受けられるのは最大一期（ 3 年間 ）となっている。

なお、特段の事情なく目標未達の場合、補助金の返還を求める可能性があると同時に、目標達成の如何にかかわらず、本特例の延長は認められないので留意すること。また、本特例の措置を受けた者は、本特例終了後も、省エネ機器導入前から50%以上の燃料使用量削減を維持した上で、更なる省エネエネルギー等対策に不断に取り組むこと。

（ 2 ）特例措置の申込手続き

(募集期間)

本法人の実施計画書等の提出期限にあわせて県協議会が提出期限を設定。

(提出書類)

- ア 省工ネ加速化特例取組計画書 (業務方法書別紙様式第10号)
- イ 省工ネ機器導入が確認できるもの (設置状況が分かる写真及び領収書等)
- ウ 基準量、**目標使用量**の根拠を確認できる書類
- エ 省工エネルギー等対策取組計画 (別紙様式第 2 号)

(申込手続きの流れ)

ア **R 7 事業年度から省工ネ加速化特例に取り組む者は、省工ネ加速化特例取組計画に、ヒートポンプ導入が確認できるもの (設置状況が分かる写真及び領収書等)、基準量、目標使用量の根拠を確認できる書類、省工エネルギー等対策取組計画 (省工ネ加速化等例取組計画の削減目標と整合性がとれるもの)**を添付して支援対象者へ提出。

イ **R 6 事業年度に省工ネ加速化特例が承認された者が目標使用量を変更する場合は、別紙様式第10号に「変更」と表示し、「目標使用量」及び「削減率」欄の上段かっこ書きで変更前を、下段に変更後の数値を記載するとともに、目標使用量の根拠を確認できる書類を添付して、支援対象者へ提出。**

ウ 支援対象者においては、提出された省工ネ加速化取組計画 (**変更**) 及び添付書類を確認して、取りまとめた上で別紙様式第 9 号 **及び省工ネ加速化特例管理シートを作成して**協議会へ承認申請を行う。

エ 協議会においては、申込内容を審査し、50%削減が達成できると判断した者については、別紙様式第11号により承認した旨を支援対象者へ通知。

なお、承認通知は本法人の実施計画書等の提出期限前に通知すること。

オ 上記エの承認通知の内訳 (**別紙様式第 1 1 号の内訳**) を本法人へ提出

V その他留意事項

1 重要な変更の手続きについて

支援対象者や協議会が、事業実施計画の承認後、又は、交付決定を受けた後に、事業主体要領、業務方法書に定める重要な変更を行おうとする場合は、予め以下の手続きが必要であるので留意すること。

(1) 事業実施計画等の重要な変更

事業実施計画の重要な変更の手続きは、交付決定の前・後ともに必要。

交付決定後に重要な変更を行おうとする場合、(2) の交付決定の変更の手続きとともに、事業実施計画の変更の手続きも必要となる。

ア 支援対象者の重要な変更手続

協議会から承認を受けた事業実施計画及び省工エネルギー等対策推進計画について、次に掲げる重要な変更を行おうとする場合は、予め、協議会に対して変更の申請を行い承認を受けることが必要。

< 重要な変更 > (業務方法書第 6 条第 5 項)

- ① 事業の新設、中止又は廃止

(ここでいう「事業」は、支援対象者単位を指す。なお、「新設」は、本法人が事業年度の途中に追加募集を行う場合など特別な場合に限られる。)

② 省エネルギー等対策推進計画の燃料使用量の削減等の目標の変更

(事例：事業参加者の死亡等により離農した場合は、省エネ計画の目標値が「0」になるため、支援対象者の目標値も変更減となる)

※ ただし、離農以外の理由でセーフティネット事業は解約したが、引き続き施設園芸作物を作り、加温を続ける農家の場合は、省エネ計画の目標年までは、所属していた支援対象者に燃料使用実績報告を提出してもらうようお願いしていることから、既存の計画は変更しないことに留意。

③ 支援対象者の変更 (名称変更、代表者の交代は含まない。)

④ 事業費又は事業量の3割を超える増減

イ 協議会の重要な変更手続

本法人から承認を受けた事業実施計画について、次に掲げる重要な変更を行おうとする場合は、予め、本法人に対して変更の承認申請を電子メールで提出し、承認を受けることが必要。

< 重要な変更 > (事業主体要領第9条第5項)

① 事業の新設、中止又は廃止

ここでいう「事業」は、協議会単位でのセーフティネット事業又は推進事業を指す (支援対象者単位ではなく、協議会単位)。なお、「新設」は、本法人が事業年度の途中に追加募集を行う場合など特別な場合に限られる。

② 施設園芸の省エネルギー等対策に関する目標の変更

(事例：事業参加者の死亡等による離農のため支援対象者の省エネ計画の目標値が変更減されたことによるもの)

③ 事業実施者の変更

④ 事業費又は事業量の3割を超える増減

事業費は、協議会単位での推進事業の事業費を指す (セーフティネットは該当無し)。事業量は、協議会単位でのセーフティネット事業の燃料補填金積立予定額の合計額を指す (推進事業は該当無し)。

⑤ 補助金の増額又は3割を超える減額を伴う変更

(協議会の補助金の合計額ではなく、セーフティネット事業、推進事業のそれぞれの事業ごとの補助金の額を指す。)

(2) 交付決定後の重要な変更

協議会は、本法人から本対策 (セーフティネット事業又は推進事業) の交付決定を受けた後に、次に掲げる重要な変更を行おうとする場合は、予め、本法人に対して変更の交付申請を行い承認を受けることが必要。

< 重要な変更 > (事業主体要領第10条第2項)

① 事業の新設、中止又は廃止

ここでいう「事業」は、協議会単位でのセーフティネット事業又は推進事業を指す（支援対象者単位ではなく、協議会単位）。なお、「新設」は、事業主体が事業年度の途中に追加募集を行う場合など特別な場合に限られる。

② 事業費の30%を超える増又は事業主体からの補助金の増

事業費は、協議会単位での推進事業の事業費を指す（セーフティネットは該当無し）。補助金は、協議会の補助金の合計額ではなく、セーフティネット事業、推進事業のそれぞれの事業ごとの補助金の額を指す。

③ 事業費又は事業主体からの補助金の30%を超える減

②の考え方と同じ。

2 契約期間中の解約、変更手続きについて

積立契約の解約、変更等については、業務方法書第15条に規定されているが、その手続き及び様式については、業務方法書細則を参考に作成されたい。

(1) 業務方法書第15条は支援対象者（参加構成員全員）との解約条項となっていることから、参加構成員の一部が諸事情により解約する場合には、業務方法書細則第2条第3項及び第4項（一部解約等）の規定を作っておく必要がある。

(2) 契約の解約、一部解約により業務方法書第6条第5項の重要な変更該当する場合には、協議会と支援対象者間で事業実施計画の変更の手続きが必要。

また、事業主体要領第9条第5項第2号（省工ネ計画の変更）、第4号（事業費又は事業量の3割を超える増減）及び第5項（補助金の増又は3割を超える減）に該当する場合には、本法人あて重要な変更の手続きが必要となる。

なお、支援対象者の事業実施計画等の変更については、重要な変更該当しない場合でも協議会に事業実施計画の変更の届出が必要となっている。（業務方法書第6条第5項の「それ以外の変更」）

3 事業実施状況報告等の提出について

(1) 業務方法書第8条により、支援対象者から各事業年度の事業実施状況を9月10日までに協議会宛て報告させる必要があるため、協議会は支援対象者に対し確実に報告がされるよう指導等を行うこと。

また、第3「目標の達成状況（毎年度報告）」は、目標年度ごとに取りまとめて毎年度報告する必要がある。

(2) 業務方法書第8条第3項による省工ネ加速化特例事業実施状況報告書（業務方法書別紙様式第12号及び第13号についても9月10日までに支援対象者から協議会宛て報告されるよう指導等を行うこと。

(3) 協議会は、事業主体要領第14条第1項により、9月末日までに、支援対象者の実施状況報告の内容を踏まえ、協議会の事業実施状況書、省工ネ加速化特例事業実施状況報告書の写し（PDF）、管理シート（別紙1）及び省工ネ加速化特例管理シートをメールで報告すること（紙媒体の提出は不要）。

(4) セーフティネット事業において事業年度終了後、協議会口座に残金があり、補助金額が翌事業年度に繰り越される農家積立金額を下回る額である場合には、補助金額を翌事業年度に繰り越しし、R6事業年度補助金交付申請兼概算払い請求書（事業主体要領別紙様式第9号）の「2 補助金支払請求額」の「既受領額

」に計上すること。

また、補助金額が農家積立金額を上回る場合は、事業主体要領第20条に抵触することになることから農家積立金との差額の返還を事業主体要領実施細則の様式により返還の申し出を電子メールで提出すること。申し出があった場合、本法人は返還を命じることとなる。（後述。4の（2））

- （5） 本法人は、9月末に提出された事業実施状況報告書の内容を確認後、当該実施状況報告書に記載された「補填金支払額のうち補助金」の額をもって、当該事業年度のセーフティネット事業に係る補助金の額を確定し、事業実施主体としてその旨を事業実施者あて通知する。

4 補助金返還について

（1） 施設園芸等セーフティネット構築事業

施設園芸セーフティネット構築事業では、前述のⅢの1の（1）のイにおいて、協議会の保有する補助金額については「当面の所要額」としているものの補填金交付資金として農家積立金と同額まで補助金を保有することができることとなっている。

このため、ある程度補助金を保有している協議会では、支援対象者又は事業参加者（構成員）が事業年度途中又は年度末に解約した場合に事業参加者へ農家積立金を返還したことにより協議会が資金管理している補助金額が農家積立金を上回ることがある。

このような場合には、事業実施主体要領第20条（補助金の額）の「燃料補てん金総額の2分の1」又は「本法人（事業実施主体）以外の者からの積立金（農家積立金）等により造成した資金の額」のいずれか低い額を限度とする規定に抵触することになることから、事由が発生次第、事業実施主体要領細則の規定により補助金を返還することとなる。

- ① 本法人へ補助金の限度の超過について通知（事業実施主体要領細則別紙様式1）
- ② 本法人から補助金返還の通知（納付口座番号の通知）
- ③ 協議会が補助金返還額を納付

（2） 省エネ設備リース導入支援事業

リース導入支援事業で設置した省エネ設備が何らかの事情で消失、廃棄、移設等が発生する又は発生した場合にはリース事業実施主体である受益農家とリース事業者との間のリース契約が変更されることとなる。リース契約の変更事由が生じた場合には平成27事業年度事業実施主体要領まで記載されていた様式の「リース契約変更届」をリース事業実施主体から協議会へ提出してもらうことになっている。

協議会はリース契約変更届が提出される場合には、具体的な内容の把握に努め、事業実施主体と相談しながら処理することが望ましい。

省エネ設備リース導入支援事業で設置された省エネ設備について、天災等又は受益農家における離農、死亡等何らかの事情により、リース導入支援事業を継続できなくなった場合には、補助金返還等の事由が発生することがある。

平成27事業年度までの旧事業実施主体要領及び旧業務方法書では、リース導入支援事業で補助金返還となる要件として

ア リース契約を解約又は解除したとき

イ リース期間中に経営を中止したとき

ウ リース期間中にリース物件が消滅又は消失したとき

エ 事業実施計画など事業実施者が提出した書類に虚偽の記載をしたとき

オ 締結されたリース契約が、リース契約の内容に合致しないことが明らかになったとき

カ リース契約の変更の届出、第 2 3 条に定める事業実施状況報告書を怠ったとき

と規定し、要件に該当する場合には補助金の全部又は一部を返還することとしている。

ただし、協議会が正当な理由があると認める場合は補助金返還を免れるとなお書きで規定されている。

この「正当な理由があると認める場合」にいう「正当な理由」とは、農林水産省の見解では、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）の第 7 条（災害被害財産等に係る承認申請等）において「天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により利用することが困難となった補助対象財産」に準じるものとされているところであり、補助金返還の要件に該当する具体的な事由が発生した場合には本法人に相談すること。

なお、参考として補助金返還となった場合の事務手続きの順序については以下のとおり

○ 通常は、補助金返還の要件に該当したリース事業実施主体から自主的に補助金が返還されることになるので、

- ① リース事業実施主体がリース契約変更届及び補助金返還通知を協議会へ提出
- ② 協議会がリース事業実施主体へ返還納付口座番号を通知
- ③ リース事業実施主体が補助金返還金を納付
- ④ 協議会が本法人へ補助金返還通知を提出
- ⑤ 本法人が協議会へ補助金納付口座番号を通知
- ⑥ 協議会が補助金返還金を納付

※ 協議会から本法人への補助金返還通知の様式は平成 2 9 年 2 月開催の全国説明会参考資料 1 「省工ネ設備リース導入支援事業の適切な実施について」（本法人HP 燃料価格高騰対策サイトに掲載中）の④リース事業中による補助金返還様式例を使用すること。なお、リース事業実施主体から協議会への通知もこの様式に準じたもので可とする。

【参考】 これまでの追加公募について

○R 6 事業年度及び R 5 事業年度は追加公募なし

○R 4 事業年度は当初公募（1次公募）の締め切り後もガスを含めた燃料価格が過去平均価格を大きく超える状況を踏まえ、セーフティネット対策の対象燃料にLPガス、LNGを追加する追加公募を12月7日から実施。

(1) 事業内容

① 新規の支援対象者 (過去に事業に参加していた支援対象者を含む)

ア 対象燃料

施設園芸に供する L P ガス及び L N G (※)

※施設の冬季暖房に使用する燃料を対象とし、加温機以外に使用する燃料については対象外 (例 : C O 2 発生装置に使用する燃料は対象外)

イ 対象期間

1 月※若しくは 2 月から 6 月までの間から、月を単位として 1 月又は連続する 2 月以上の期間を対象期間として選択することができる (※ 1 次締切に申請した場合、1 月から対象とし、2 次締切に申請した場合は、2 月から対象とする)

② R 4 事業年度当初から参加している支援対象者のうちガスを追加する構成員

対象燃料及び対象期間は上記 (1) と同じ。

ただし、ガスの対象期間は、1 月 1 日若しくは 2 月 1 日から開始、終了は支援対象者の当初対象期間と同じ。

③ 公募締切日

対象期間の違いにより、以下の 2 つの締切を設定。なお、1 次締切については令和 5 年 1 月以降、2 次締切については、令和 5 年 2 月以降に購入したガスをセーフティネットの対象とする。

1 次締切 : 令和 4 年 1 2 月 1 9 日 (月) まで

2 次締切 : 令和 5 年 1 月 1 9 日 (木) まで

○ R 3 事業年度の追加公募について

(1) 2 次公募 (1 2 月から対象とする : 9/6 ~ 10/29)

① 新規支援対象者

② 当初から参加している支援対象者のうち新たに参加する構成員 (農家)

ただし、対象期間は 1 2 月から開始し、終了は当初の対象期間のままとする。

③ 当初から参加している構成員 (農家) は積立契約の増額、油種の変更も可能

(2) 3 次公募 (1 月から対象 : 10/25 ~ 12/17 途中で公募期間を延長)

3 次公募は 2 次公募の申し込みに間に合わなかった新規支援対象者及び新たに参加する構成員 (農家) だけを対象とした (当初から参加している構成員 (農家) に係る変更はできない) 。

また、当初から参加している支援対象者のうち新たに参加する構成員 (農家) の対象期間は、1 月から開始し、終了は当初の対象期間のままとする。

(3) 省エネ推進計画の申請について

① 新規支援対象者は新たに R 3 ~ R 5 事業年度の省エネ推進計画を策定。

② 当初から参加している支援対象者は、既に承認されている省エネ推進計画について参加農家の追加に伴う燃料使用量等を変更 (新たな省エネ推進計画は策定しない) 。

(4) その他

追加公募に係る事業実施計画の承認から補助金交付申請までの期間が十分でなかったことから、納入期限までに積立金の納付が完了しない支援対象者から納付を確約する書面 (確約書) の提出を受け、交付決定を行った。